破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７５号
北海道二海郡八雲町東町56番地　ハイツパレス102号
債務者　河替　　忍
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５６２０号
大阪市北区大淀中５丁目１番９号
債務者　大倉　克彦
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目13番３―1202号
債務者　東尾　博子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１０号
大阪府四條畷市砂１丁目10番31号ベルアンジュ203
債務者　小池くみ子（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２２０号
大阪府門真市御堂町７番30号　コーポ御堂105号
債務者　兒玉　正己
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２２７号
大阪市平野区平野本町５丁目13番10号
債務者　高田理恵こと　盧　　理恵（旧姓野村・天野）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２３３号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台６丁目１番地の３
債務者　赤木　恒男
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３４号
さいたま市北区日進町１丁目494番地３　若林ハイツ106号
債務者　海賀　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目21番地３　メゾンミニトマト101号室
債務者　坂口　　恵
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
埼玉県春日部市南４丁目22番19号　コーポ大熊203号
債務者　柴田　勝浩
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地６棟105号
債務者　馬場　聡美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３８号
名古屋市中川区江松１丁目1919番地グリーンベル101号
債務者　鮫島　春美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３１５号
札幌市豊平区平岸５条７丁目１番５号
債務者　本間　美幸
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１３号
札幌市西区発寒９条13丁目６番10号　プレステージ88―201号
債務者　今野　淑江
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４３号
札幌市南区南沢６条３丁目６番18号　アーバンフォレストⅠ―202号
債務者　奈良　一仁
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５１号
札幌市手稲区新発寒２条３丁目１番５号　すまいるニッコー
債務者　大井　敏彦
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５５号
札幌市北区北27条西14丁目３番22号　ヴィラポレール103号
債務者　柳生　英和
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部